くらしの情報

お知らせ

第78回人権週間

12月4日から10日までは、第78回人権週間です。いじめや児童虐待、インターネットによる人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見・差別のほか、家庭内や近所のもめごとなど、人権問題や困りごとで悩んでいる方は次ページ掲載の「特設人権相談所」へお気軽にお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

▼**通常相談窓口**
①みんなの人権110番☎0570-003-110(受付…平日午前8時30分～午後5時15分)②インターネット相談(https://www.jinken.go.jp/)

▼**問合せ** 前橋地方法務局人権擁護課 ☎027-221-4466(代表)

決算説明会のご案内

沼田税務署では、青色申告会の協力により説明会を開催します。この機会にぜひご参加ください。

▼**会場** 沼田税務署 1階会議室

▼**対象者** 事業所得等を有する青色・白色申告者

▼**日程**
・12月8日(火)午後1時30分～3時30分
・12月9日(水)午前9時30分～11時30分

▼**申込み** 事前予約制となります。12月4日(金)午後5時までに電話でお申込みください。なお、定員に達した場合、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

▼**問合せ** 沼田税務署 記帳指導担当 ☎22-2133

12月8日(火) 行政相談所を開設

行政相談は、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け、解決のための助言などを行っています。

村は、次の日程で行政相談所を開設します。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

▼**開設日** 12月8日(火)

▼**開設時間** 午後1時30分～3時

▼**場所** 役場101打合せ室

▼**行政相談員** 石井淑子(赤城原第一)

▼**問合せ** 総務課財政係 ☎25-3451

アイヌの方々からのご相談をお受けします

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しています。日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。

▼**受付** 月曜日から金曜日※祝日、12月29日～1月3日を除く

▼**時間** 午前9時から午後5時まで

▼**費用** 無料

▼**問合せ** 公益財団法人人権教育啓発推進センター ☎0120-771-208

預けて安心 自筆証書遺言書保管制度

11月15日はいい遺言の日(いいごんのひ)です。自筆証書遺言書保管制度をご存じでしょうか？

法務局では、相続をめぐる紛争を防止するため、令和2年から自筆証書遺言書保管制度を開始しました。

▼**法務局で保管することで**
・紛失、亡失を防ぐことができます。
・他人に破棄、隠匿、改ざんされることがありません。

本制度は、法務省令で定める様式に従って作成された自筆証書遺言を保管するものであり、当該遺言書については、家庭裁判所における検認の手続きを要しないこととされています。

なお、従来どおり、自筆証書遺言書を自ら保管することもできます、公証役場における公正証書遺言を作成することもできますので、それぞれの特徴を踏まえて、ご判断ください。

詳しい手続きは、前橋地方法務局ホームページをご覧ください。

▼**問合せ** 前橋地方法務局沼田支局 ☎22-2518

11月は「犯罪被害者等支援広報啓発強化期間」

毎年11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」と定められています。さらに社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るため、11月1日から12月1日を「犯罪被害者等支援広報啓発強化期間」として設定されました。

犯罪被害は、ある日、突然、理不尽に誰にでも起こりえることです。

犯罪被害にあわれた方、そのご家族が、犯罪により受けた被害から回復し、再び平穏に過ごせるようになるためには、地域の方々のご理解、ご配慮、ご協力が大切です。

▼**問合せ** 群馬県生活こども部生活こども課人権同和係 ☎027-226-0906

共同募金からのお知らせ

今年度も「共同募金運動」が始まりました。みなさんからの温かい支援は、村の暮らしを支える活動に活用されています。

▼**子育て支援** 出産祝い品、子育て支援施設助成

▼**高齢者福祉** 敬老祝い品、オムツ給付、配食サービス

▼**障がい者福祉** オムツ給付、障がい者施設助成

▼**その他** ボランティア推進、小中学校の福祉向上、福祉事業啓発活動など

なお、共同募金は法人・個人を問わず随時受け付けています。寄附は税制上の優遇措

置の対象となりますので、ご協力をお願いします。

▼**問合せ** 昭和村共同募金委員会(昭和村総合福祉センター総務地域係)☎201-1126

空き家解体費用の一部を補助します

村では空き家解体工事費の一部を補助しています。空き家の解体をお考えの方は問合せ先までご相談ください。

ただし、交付決定前に着工したものは対象外となりますのでご注意ください。

▼**補助対象** 1年以上使われていない個人所有の空き家

▼**補助対象者** 所有者本人(所有者が死亡している場合、その法定相続人)

▼**補助金額** 最大50万円(対象工事費用の2分の1)

▼**対象期間** 令和8年度中に工事が完了したもの

▼**申請書類** 次の各書類の提出が必要です。①解体補助金交付申請書、②登記事項証明書、③工事着工前の写真、④見取り図、⑤見積書、⑥1年以上使用していないことが確認できる書類、⑦施工業者が建設業法の許可または建設リサイクル法の登録を受けたことを証する書類の写し

▼**申込み・問合せ** 企画課広報統計係 ☎25-3442

空き家バンクへ登録しませんか

村では、定住化の促進を図るため、所有者の同意を得た空き家情報を空き家バンクに登録し、村公式ホームページで紹介しています。

村内にある空き家の管理や処分でお悩みの方は、問合せ先までご相談ください。

▼**対象者** 空き家や、その土地を売ったり貸したりする権利をお持ちの方(所有者など)

▼**必要書類** 次の各書類の提出が必要です。①申込書、②登記事項証明書、③公図、④間取り図

▼**費用** 無料

▼**注意事項** 空き家バンクでは、当事者間の連絡調整のみを行います。交渉や契約は当事者間で行ってください。

子育て・健康情報

子育て支援情報(会場はすべて保健センターです)

日	開催時間等	内 容
◆のびのびスクール (予約制)		
12月2日(水)	午前9時30分～正午	臨床発達心理士による個別相談
◆5歳児健診		
12月3日(木)	午前9時～11時30分	問診、内科検診、心理士・保健師への相談、集団遊び
◆つぼみの広場		
12月14日(月)	午後1時～4時	身体計測、ベビーマッサージ、親子交流、助産師・保健師への相談
◆プレパパ・プレママ広場 (妊娠している人とパートナー)(予約制)		
12月17日(木)	午後1時30分～3時30分	栄養士、保健師、看護師への相談、交流
◆ことばの相談会 (予約制)		
12月19日(土)	午前9時30分～11時45分	言語聴覚士による個別相談

健康相談・健康教室

名称	健康相談会(予約制)	健康度チェック(予約制)
期日	12月15日(火)	
時間	午後1時30分～3時30分	
会場	保健センター	
内容	個別健康相談	足指力チェッカー、体組成チェック

そうだん窓口

特設人権相談所	メールで子育て相談
いじめや虐待、配偶者等からの暴力など、日常生活の中で生じる人権問題でお困りの方。ひとりで悩まず気軽にご相談ください。秘密は守ります。 ▶**日時** 12月7日(月) 午後1時30分～4時 ▶**会場** 役場103打合せ室	村にお住まいの方を対象に、子育てに関するお悩みをメールで受け付けています。回答は、平日午前8時30分から午後5時15分まで。相談メールは次のアドレスまでお送りください。 ✉smilemama@vill.gunma-showa.lg.jp

募集

森下宅地分譲地の購入者募集

森下宅地分譲地の購入者を募集しています。

▼**申込資格** ①宅地を必要とする個人、②世帯責任者が45歳以下であることなど

▼**購入条件** ①住宅用地以外の目的には使用できません、②引き渡しを受けた日から3年以内に住宅の建築を行うこと、③雨水処理ができる施設整備を行うことなど

▼**申込方法** 次の各書類の提出が必要です。①宅地分譲申込書、②住民票の写し、③市町村税の納税証明書または非課税証明書、④印鑑証明書、⑤誓約書

▼**その他**
・上下水給排水管は設置済みです。ただし、排水設備および給水装置の設置が別途必要となります。
・詳細については、村公式ホームページまたは問合せ先までご連絡ください。

▼**申込み・問合せ** 企画課広報統計係 ☎25-3442